登録申請前確認フロー

登録申請前に行う登録要件の確認

技術相談はいつでも受付しておりますが、登録に関して相談される場合は、下記の検討を行ってからご相談ください。

①公共工事で活用が見込まれるか？現場ニーズがあるか？
②技術の行使権原を有し、実施要領や規約に同意出来るか？
③効果が試験・実験等で確認され実用化しているか？
④その他、実施要領や実施規約を熟読して同意可能か確認ください！

Start

①から④の要件を満足するか

NO → **登録不可**

YES

資料作成で苦慮しているケースとして、施工者や発注者が使いたいと思う理由とその現場条件を把握していない事が原因になっています。
どんな所で（どんな時に）つかうと、安いか？工期が短いか？確認ください！
また、技術の仕組みは、使いたい理由や効果ではありません。
（例）従来はAA工法の他に〇〇対策が必要。〇〇対策不要で、コスト縮減、工程短縮が出来る。

・従来技術は標準的か？記載されている書籍や文献はあるか？
『土木工事標準積算基準書』、『物価資料（実勢）』『指針』に掲載されているものと工事の目的（性能）、適用範囲や条件が同じか？
※上記掲載がない場合は、実際に行われている複数の工法や技術の施工実績や価格、工程などを調べた結果が用意出来るか？
また、その結果が標準的だと確認（説明）できる資料が用意できるか？

・実験結果や資料等により品質や性能を満足することを確認出来るか？
従来技術と比べ耐久性や強度等、目的物の品質や出来形が同等以上と確認出来る資料を用意出来るか？

・従来と比べて同程度以上の効果を確認出来るか？
良い項目、悪い項目が混在する場合は、同程度以上が判断できません。
比較した効果は客観的、定量的に確認出来るものとしてください
①求める品質や性能を同程度として比較した場合に、安い、早い。
②求める品質や性能、工程を同程度として比較した場合に、安い。
③求める品質や性能、コストを同程度として比較した場合に、早い。

従来技術と比較し同等以上の効果が証明できる

NO → 適用範囲や条件を変更すれば比較可能な従来技術が他にある

YES → 従来技術と比較し同等以上の効果が証明できる

NO → **技術の改善**

適用範囲や条件を変更し、色々な従来技術と比較しても同程度以上の効果が見込めない場合は、登録要件を満たさないため、新たな技術の開発や技術の改善が必要です。

YES → **申請書類の作成**

国土交通省　北海道開発局